

令和2年度第3回庁議提案 審議・報告・その他

提出日：令和2年5月19日

担当部・課：生活環境部市民課〔内線2312〕

① 件名	マイナンバー通知カードの廃止について															
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	<p>【背景】</p> <p>情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（以下「デジタル手続法」という。）が令和2年5月25日に一部施行され、マイナンバー通知カードが廃止されることに伴い、関係する手数料の一部見直しが必要となった。</p> <p>【目的】</p> <p>マイナンバーカードの普及促進及び事務の軽減を図る。</p>															
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	<p>【根拠法令】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 （平成25年法律第27号）</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則 （平成26年内閣府・総務省令第3号）</p> <p>通知カード及び個人番号カードに関する技術的基準（平成27年総務省告示第314号）</p> <p>石巻市手数料条例（平成17年条例第65号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>															
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	<p>令和元年5月 デジタル手続法公布</p> <p>令和2年5月 デジタル手続法の一部施行について通知（マイナンバー通知カードの廃止が決定）</p>															
⑤ 主な内容	マイナンバー通知カード廃止後は再交付を行わないため、石巻市手数料条例に規定するマイナンバー通知カードの再交付に関する項目を削除する。															
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	<p>【影響・効果】</p> <p>法の施行に伴う条例の適正化が図られる。 （参考）</p> <p>・マイナンバー通知カード再交付申請状況（500円/件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>申請件数（件）</td> <td>1,592</td> <td>1,487</td> <td>1,368</td> <td>971</td> </tr> <tr> <td>手数料（円）</td> <td>796,000</td> <td>743,500</td> <td>684,000</td> <td>485,500</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	申請件数（件）	1,592	1,487	1,368	971	手数料（円）	796,000	743,500	684,000	485,500
年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度												
申請件数（件）	1,592	1,487	1,368	971												
手数料（円）	796,000	743,500	684,000	485,500												
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	<p>仙台市 本年3月に関係条例の一部改正</p> <p>本年6月に関係条例の一部改正予定：県内7市</p>															
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	<p>令和2年 5月 マイナンバー通知カード廃止について周知（市ホームページ等）</p> <p>6月 令和2年市議会第2回定例会に、石巻市手数料条例の一部改正について提案 （施行予定年月日：公布の日から施行）</p>															
⑨ その他																